

## 報告書（ウェブ掲載）マーク・タシュネット教授講演会概要

2019年10月28日にハーバード大学のマーク・タシュネット教授（Mark Tushnet）先生をお招きして国際連携課の研究者交流プログラムと比較法研究所主催で講演会を実施した。本学研究者、学生、そして他大学の研究者、院生、実務家が出席して会場は立ち見ができる盛況となった。大津浩教授（本学法学部）が開会の辞を述べ、質疑応答では他大学の研究者からも鋭い質問が飛んだ。滞在中は、本学研究者、院生との活発な議論が交わされた。

講演のテーマは Strong and Weak Form Review Revisited – Meiji University talk 2019 である。アメリカ連邦憲法の改正には特別多数を必要としており、日本と共通している。タシュネット教授の分析によれば、憲法改正と憲法の最終解释权者はだれかという命題は関連している。憲法の最終解释权者はだれかという争点は、連邦憲法の条文をめぐる連邦議会と連邦最高裁の解釈が食い違う場合、どの国家機関が最終的な解释权者となるかという問題をいう。

司法府は議会の制定した法律が憲法に適合しているかを判断する司法審査を行使する。議会の制定する法律に関する裁判所の判断は、議会に法解釈を再検討する機会を提供している。議会は、違憲だと判断された法を改正することで最高裁にさらに検討を迫る場合もある。

タシュネット教授は weak form review と strong form review を並べて説明する。Weak form review は、コモンウェルスの国家に顕著であり、憲法規範は連邦議会で実現される点を強調している。代表者は政治を通じて、憲法規範を実現する。その際、代表者の所属する政党間の競争が発生している。もし政権与党が憲法に違反する場合、野党は選挙活動などで与党の違憲性を有権者に訴えるという。ただし、もし二大政党制が成立せず、強力な与党が長期政権を担っている場合、政党間の競争が機能しないという。この現象は、インド、南アフリカでも認められるという。タシュネット教授は、この現象が日本で自民党が長期政権を担っていた点にもあてはまるかと問題提起する。

weak form review を長年にわたって検討してきたタシュネット教授は、weak form review が当初、期待したほどに、各国に浸透してこなかったと考える。それは、weak form も strong form のどちらも双方の特徴を取り入れてきたためだという。また、司法府は立法の欠陥よりもむしろ議会の審議で見落とされた問題を指摘する傾向があり、また、大統領が任命する裁判官によって司法府の変わるという憲法の条文も影響を与え

ている。他方で、司法府は法律を違憲だと判断しても、その判断の発生時期を遅らせることで立法府の行動を期待する場合もある、

締めくくりとして、タシュネット教授は、**weak form review** の期待に耐え得るほどに代表者が有権者にとって信頼できる存在か、というという問題を提起する。立法府は、司法府の法解釈に同意せず抵抗するために司法府の判断を覆そうとするだけでなく、法が違憲であると自覚したとしても、その法律はよいもの (**good things**) だからという理由で司法府の法解釈を無視することもある。また、通常、立法府は、憲法規範を遵守することを前提としており、憲法の権限が濫用されることは極めて例外的な場合も存在する。

辻 雄一郎 (本学法学部准教授)